

9 相広発第 1 2 5 号
平成 1 9 年 9 月 5 日

相楽地区広域行政の今後のあり方検討会

委員長 大植 辰治 様

相楽郡広域事務組合

代表理事 木 村 要

相楽会館の広域的な観点からの利活用について（諮問）

下記の事項について、相楽地区広域行政の今後のあり方検討会設置要綱第 2 条の規定により、貴検討会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

相楽会館の広域的な観点からの利活用について

2 諮問理由

相楽会館の今後のあり方については、平成 1 7、1 8 年度の 2 か年にわたり相楽会館の今後のあり方検討会において協議がなされ、その中で、「相楽会館は約 3 2 年間にわたり郡民の福祉や文化活動の拠点としての役割を果たしてきたが、この間、各町村での施設整備が進んできたことや社会的な状況の変化などにより、郡を単位とした福祉や文化的な施設の設置の意義が薄れてきているのも事実である。こうした状況下にあって、存続するか、廃止するかは、今後の相楽地区の広域行政のあり方の議論の中で総合的な判断が求められるところである。」とまとめられており、相楽会館の広域的な観点からの利活用を図る必要があるかどうかについて考えるところであり、今回諮問するものであります。